

告 示

令和8年7月9日に設置された懲戒委員会からの答申を受け、下記のとおり懲戒処分を行ったので告示する。

懲戒対象者：認知症対応型共同生活介護 南寿の里
介護員 道地のぞみ

制裁内容 ： 転職種
(令和8年7月16日より南山苑 勤務。職種は 雑務員 とする。)

制裁理由

令和8年6月18日(木)行事において実施していないにもかかわらず虚偽の報告書作成し提出。その後の事実確認においても虚偽の報告を行っていた。

このことにより、医療法人青仁会南山苑就業規則第五十二条の
2) 本規則にしばしば違反ある時。または服務基準要領を遵守せず、都度の忠告・教導にも関わらず改善の努力が認められない時。
3) 施設内の風紀または秩序を乱す行為等があった時。
6) 業務上、自己怠慢その他自己の責任によると判断される重大な過失を起こした時。
8) 施設の名誉・信用を傷つけた時。
に該当するため。

令和8年7月13日
医療法人財団 青仁会
理事長 千葉 潜